



富山市告示第 27 号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙のとおり本市の字の区域を変更し、及び廃止するので、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県営ほ場整備事業平榎地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和 4 年 1 月 27 日

富山市長 藤井 裕



1. 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「平榎」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	横越	水窪割	9 2 5 番 3 及び 9 4 1 番 2 の一部
			6 8 番 1 の一部、6 8 番 2、6 9 番、7 0 番、7 1 番 1 の一部、7 1 番 2、8 8 番 1 の一部、8 8 番 2、8 9 番から 9 1 番まで、9 2 番の一部及び 9 3 番
	辻ヶ堂	中野	1 番、2 番、3 番 1、3 番 2、4 番から 6 番まで、7 番 1、7 番 2、8 番 1、8 番 2、9 番 1、9 番 2、1 0 番、1 1 番、1 2 番 1、1 2 番 2、1 3 番 1、1 3 番 2、1 4 番 1、1 4 番 2、1 5 番、1 6 番 1、1 6 番 2、1 7 番から 1 9 番まで、2 0 番 1、2 0 番 2、2 1 番 1、2 1 番 2、2 2 番 1 及び 2 2 番 2
	野中		8 6 番 1、8 6 番 2、8 7 番 1、8 7 番 2、8 8 番 1、8 8 番 2、8 9 番 1、8 9 番 2、9 0 番 1、9 0 番 2、9 1 番 1、9 1 番 2、9 2 番から 9 7 番まで、9 8 番 1、1 1 0 番の一部、1 1 1 番、1 1 2 番及び 1 6 8 番 1 の一部
	野田	早稲田割	1 1 番 1、1 2 番、1 4 番、6 6 番 1 の一部、1 6 5 番の一部及び 1 6 6 番 1 の一部
		中野割	2 4 7 番から 2 5 1 番まで

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「野中」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	平榎	一番割	5番の一部、57番の一部、58番の一部、59番の一部、60番の一部及び61番1の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域			
	大字名	字名	地番	
富山市	横越	水窪割	941番2の一部、942番2、942番5、942番6、943番2、943番5、943番6、947番3、948番4、992番及び993番	
	平榎	一番割	1番から4番まで、5番の一部、6番から20番まで、22番から37番まで、38番1から38番4まで、39番1、40番1、40番2、41番から43番まで、44番1、44番2、45番から50番まで、51番1、51番2、52番1、52番2、53番から56番まで、57番の一部、58番の一部、59番の一部、60番の一部、61番1の一部、62番1、63番1、64番1、65番1、66番1、67番1、68番1から68番3まで、70番、98番2、99番1、99番2、100番から104番まで、108番1、109番1、110番1、111番1、112番1、113番1、114番1、115番1、118番1、118番2、119番1、120番1、121番1、122番1、123番1、123番2、124番から130番まで、131番1、131番2、132番から136番まで、137番1、137番2、138番1、138番3、142番から148番まで、149番の一部、150番の一部、151番から153番まで、154番1、159番1、160番1、161番2、161番5、162番1、163番1、164番、165番の一部、166番2の一部及び167番2	
			屋敷東割	2番1
			屋敷割	5番2、5番7及び5番8
亀田割	1番1から1番14まで、2番1、5			

	で、110番、111番、113番及び114番
市水口割	96番から103番まで、112番、115番から120番まで、140番2、142番1、153番2及び153番3
早稲田割	22番1の一部、23番の一部、24番1の一部、24番2の一部、38番の一部、39番2の一部、66番1の一部、165番の一部、166番1の一部、166番2、167番から170番まで、200番1、200番2、201番1、201番2、202番から204番まで、205番2、206番1、206番4、206番5、207番2、207番3、208番1、209番、210番1から210番3まで、211番1、214番1、215番1、217番1、218番1及び219番1
大畑割	9番、32番1、32番3、32番4、33番1、33番2、37番1から37番3まで、44番1、45番1、45番5、47番1、74番3、150番、152番1、152番3から152番5まで、258番、259番、259番1、260番及び262番
島田割	1番2及び7番
東畑割	8番
平均割	5番、13番1、13番2、13番7、33番4から33番6まで、35番1、76番1、77番、78番、81番1から81番3まで、136番1、137番1、146番及び257番

上記の区域内にある市有地の全部を含む。